

# 高松市国民保護計画

平成19年3月

高松市

## はじめに

この計画は、高松市が、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（国民保護法）やその他の関連する法律とジュネーヴ諸条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したもので、万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態）が発生した場合に、市域におけるすべての人を保護するためのものです。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事等が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

高松市では、この計画を基本にして、有事等の際住民を保護するための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）に努めるとともに、この計画自体についても広く市民の皆さんの意見を聴き、随時必要な検証、見直しを行います。

市民の皆さんには、この計画と高松市の国民保護について平素からのご理解と自主的なご協力をお願いいたします。

武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、国による平素の外交努力が重要であることは言うまでもありません。

国民保護は万一の有事等の際に住民の生命、身体、財産を守るものであり、戦争が起きないように最大限努力することは当然のことです。

本市は、これまで非核平和都市宣言を始め、平和記念室の開設など、広く市民に平和の尊さ、大切さを普及啓発してまいりましたが、今後も、世界の恒久平和の実現を目指して努力してまいりたいと存じます。

平成19年3月27日

香川県高松市長 増田昌三

## 目 次

第1編	総論	1
第1章	高松市の責務，計画の位置づけ，構成等	2
1	高松市の責務および市国民保護計画の位置づけ	2
2	高松市国民保護計画の構成	3
3	高松市国民保護計画の見直し，変更手続	3
4	高松市地域防災計画等との関連	4
第2章	国民保護措置に関する高松市の基本方針	5
第3章	関係機関の事務または業務の大綱等	7
1	高松市の事務または業務の大綱	8
2	関係機関の連絡先	8
第4章	高松市の地理的，社会的特徴	9
1	地理的特徴	9
2	社会的特徴	11
第5章	高松市国民保護計画が対象とする事態	17
1	武力攻撃事態	17
2	緊急処理事態	20
第2編	平素からの備えや予防	23
第1章	組織・体制の整備等	24
第1	高松市における組織・体制の整備	25
1	高松市の各部局における平素の業務	25
2	高松市職員の参集基準等	29
3	消防機関の体制	32
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	32
第2	関係機関との連携体制の整備	34
1	基本的考え方	34
2	県との連携	34
3	近接市町との連携	35
4	指定公共機関等との連携	35
5	ボランティア団体等に対する支援	36
第3	通信の確保	37
第4	情報収集・提供等の体制整備	38
1	基本的考え方	38

2	警報等の伝達に必要な準備	39
3	安否情報の収集，整理および提供に必要な準備	41
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	42
<b>第5</b>	<b>研修および訓練</b>	<b>43</b>
1	研修	43
2	訓練	43
<b>第2章</b>	<b>避難，救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>45</b>
1	避難に関する基本的事項	45
2	避難実施要領のパターンの作成	47
3	救援に関する基本的事項	47
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	47
5	避難施設の指定への協力	48
6	生活関連等施設の把握等	48
7	避難および救援に関する平素からの備え	50
<b>第3章</b>	<b>災害時要援護者支援に関する平素からの備え</b>	<b>51</b>
1	社会福祉施設等入居者の対策	51
2	在宅の災害時要援護者の対策	51
3	外国人対策	52
<b>第4章</b>	<b>物資および資材の備蓄，整備</b>	<b>53</b>
1	高松市における備蓄	53
2	高松市が管理する施設および設備の整備，点検等	54
<b>第5章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>55</b>
1	国民保護措置に関する啓発	55
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	56
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>57</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立および初動措置</b>	<b>58</b>
1	事態認定前における初動体制の整備および初動措置	59
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	61
<b>第2章</b>	<b>高松市対策本部の設置等</b>	<b>62</b>
1	高松市対策本部の設置	62
2	通信の確保	71
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>72</b>
1	国・県の対策本部との連携	72
2	知事，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長等への措置要請等	73
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	73

4	他の市町長等に対する応援の要求，事務の委託	74
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	74
6	高松市の行う応援等	75
7	ボランティア団体等に対する支援等	75
8	住民への協力要請	76
<b>第4章</b>	<b>警報および避難の指示等</b>	<b>77</b>
第1	警報の伝達等	77
1	警報の内容の伝達等	77
2	警報の内容の伝達方法	78
3	緊急通報の伝達および通知	79
第2	避難住民の誘導等	80
1	避難の指示の通知・伝達	80
2	避難実施要領の策定	81
3	避難住民の誘導	83
4	避難の方法	87
5	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	92
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>95</b>
1	救援の実施	95
2	関係機関との連携	97
3	救援の内容	97
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>98</b>
1	安否情報の収集	98
2	県に対する報告	99
3	安否情報の照会に対する回答	99
4	日本赤十字社に対する協力	100
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>101</b>
第1	武力攻撃災害への対処	101
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	101
2	武力攻撃災害の兆候の通報	102
第2	応急措置等	103
1	退避の指示	103
2	警戒区域の設定	104
3	応急公用負担等	105
4	消防に関する措置等	105
第3	生活関連等施設における災害への対処等	108
1	生活関連等施設の安全確保	108

2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除	108
<b>第4</b>	<b>NBC攻撃による災害への対処等</b>	<b>110</b>
<b>第8章</b>	<b>島嶼部における全島避難</b>	<b>113</b>
1	基本的考え方	113
2	平素からの備え	114
3	全島避難の実施	114
<b>第9章</b>	<b>被災情報の収集および報告</b>	<b>116</b>
<b>第10章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>117</b>
1	保健衛生の確保	117
2	廃棄物の処理	118
<b>第11章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>119</b>
1	生活関連物資等の価格安定	119
2	避難住民等の生活安定等	119
3	生活基盤等の確保	120
<b>第12章</b>	<b>特殊標章等の交付および管理</b>	<b>121</b>
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	<b>123</b>
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	<b>124</b>
1	基本的考え方	124
2	公共的施設の応急の復旧	125
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	<b>126</b>
<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>127</b>
1	国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	127
2	損失補償および損害補償	127
3	総合調整および指示に係る損失の補てん	128
<b>第5編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b>	<b>129</b>
1	緊急対処事態	129
2	緊急対処事態における警報の通知および伝達	129